

令和4年（2022年）3月18日

保育施設利用保護者様

横須賀市長 上地 克明

まん延防止等重点措置期間の終了について

令和4年1月21日から3月21日まで、本市に適用されていた「まん延防止等重点措置」が21日の期限をもって解除されることが決定しました。感染拡大防止のための対応にご協力いただきありがとうございました。

しかし、いまだ感染者数は横這い傾向にあり、引き続きこれまでの経験を踏まえた取組が必要です。また、保育施設はいわゆる「3密」を避けることが難しく、感染予防のためには各保育施設の予防措置に加え、保護者の皆様のご協力が引き続き必要と考えています。

そのため、今しばらく以下の点にご留意いただき、感染拡大防止にご協力をよろしくお願ひします。

1 登園前の健康状態の確認と衛生管理

登園前の検温を実施し、発熱・風邪症状がある場合は、保育施設に状況を報告し、通園を控えてください。

家庭での手洗い、うがいの徹底に加え、保育施設の入退出時に手指の消毒・マスクの着用等をお願いします。

2 子どもまたは家族に感染が疑われる場合の報告

症状や濃厚接触により感染が疑われる場合やPCR検査等を受診することになった場合は、検査結果を待つことなく、在籍する保育施設に早めに連絡してください。

※児童が感染、濃厚接触者と判定され出席停止となった場合、または、同居家族が濃厚接触となった児童が登園を控える場合は、保育料は日割りして減免されず（給食費の減免はありません）。在籍施設へ出席停止期間等についてご連絡ください。

3 保育施設の利用について

人の移動と、人と人との接触機会を抑制するため、引き続きご家庭での保育が可能な場合等は、保育施設の必要最小限の利用にご協力をお願いします。

※保育料、給食費等の日割りによる減免はありません。

（問い合わせ先 保育課 046-822-9728）

4 保育施設におけるマスクの着用について

保育施設の社会的機能を維持しつつ、感染拡大を防止するため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、保育施設の児童について、一時的にマスク着用が推奨されています（以下に抜粋を掲載）。可能な範囲でご協力をよろしくお願いいたします。

- ・ 無理なく着用可能な児童についてはマスクの着用を推奨する。
- ・ 2歳未満児のマスク着用は推奨しない。
- ・ マスクを着用する場合には、保育施設において息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意する。
- ・ 一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、留意する。

問い合わせ先 保育課 046-822-9728